



精神障がいを持つ人への 偏見をなくしていくために



毎月11日は「人権を確かめあう日」です

精神障がいと言えば、どのようなイメージを持っていますか？例えば、事件の報道で「容疑者は精神科に通院していた。」などと聞くことで、「怖い。」「何を考えているのかわからない。」というイメージを持っていませんか？

精神障がいと言えば、かつては「統合失調症（2002年までは「精神分裂症」）」が代表的な疾患とみなされ、正しい知識が普及してこなかったこともあり、差別や偏見の対象となり、その結果、長期の入院生活を余儀なくされてきた人がたくさんいます。昔には、家族が、人々の目から隠すため、家から出さないように閉じ込めるといったような人権侵害もありました。

厚生労働省は、2006年に「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を創設し、施設や病院に長期入院している人を、地域での生活に移行する取り組みを進めてきました。自分が暮らしたい地域で自分らしい生活を送ることが徐々に浸透してきた一方で、精神障がいに対する誤った理解から、差別や偏見に苦しんでいる人々がいます。例えば、希望する仕事に就きにくいなど、種々の生きづらさを感じている人たちも多くおられます。



2011年に改正された「障害者基本法」では、障がいはその人自身の問題ではなく、社会との関係から生じるものと規定し、社会のあり方に起因する（社会モデル）との考え方に立っています。また、2016年に施行された「障害者差別解消法」は、障がいのある人への差別的取り扱いを禁止し、公的機関や民間事業者に合理的配慮が義務付けられています。

こうした法整備により、障がいのある人への社会的な支えや理解が進みつつある側面もありますが、誰もが安心して暮らせる社会には、依然、なり得ていない現実があるのではないのでしょうか。



精神障がいについて理解を深めるには、実際に、精神障がいのある人と接して話を聞くことが大事です。正しい知識を得ることが、差別をなくすことへの第一歩となります。また、精神疾患は、がんや脳卒中、糖尿病などの生活習慣病より多く、誰でもなり得る病気です。正しい知識を得ることで、差別や偏見をなくし、何かの病気を持っている人も、何の病気も持っていない人も、協力し合いながら過ごせる明るい社会を目指しましょう。

2023. 9

宇陀市人権啓発活動推進本部

※このピラへのご意見・ご感想は

☎0745-82-2147または jinken@city.uda.lg.jp

